

## 1 点検強化促進の背景と規則改正までの審議経過

令和4年12月 都「TOKYO強靱化プロジェクト」策定

「激甚化する風水害から都民を守る」

強風対策・・・強風による看板等の飛散事故等を防止

→屋外広告物自己点検報告書の点検項目を具体化し、看板等の点検強化を促進

令和6年7月10日 東京都広告物審議会

・点検項目の具体化について規格等検討小委員会で審議することを報告

令和6年7月31日・10月11日・12月2日 規格等検討小委員会

・点検報告書等改正案、屋外広告物の安全の確保に関する方向性（答申案）について審議

令和6年12月17日 東京都広告物審議会

・点検報告書改正案、答申案について原案可決

令和7年3月25日 施行規則改正、公布

令和8年4月1日 改正施行規則施行、改正後の点検報告書の運用開始

## 2 現行の都の「屋外広告物自己点検報告書」

・ **継続許可申請及び（表示位置）変更申請**の際、自己点検報告書の添付が必要

・ 自己点検報告書の添付を要する屋外広告物 **広告塔、広告板、アーチ、装飾街路灯**

※いずれも許可期間2年以内

※高さ4m超又は表示面積10㎡超の広告塔及び広告板、アーチ並びに装飾街路灯については屋外広告物管理者（★）による自己点検報告書の提出が必要 **★建築士等の有資格者**

### ・ 現行の点検項目（6項目）

- ① 取付け（支持）部分の変形又は腐食
- ② 主要部材の変形又は腐食
- ③ ボルト、ビス等のさび
- ④ 表示面の汚染、変色又ははく離
- ⑤ 表示面の破損
- ⑥ その他特に点検した箇所

→ **点検項目・点検内容をより具体化し、点検の実効性を高める**

第2号様式(第1条関係)

屋 外 広 告 物 自 己 点 検 報 告 書		
東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。		
年 月 日		
東京都知事 殿		
報告者	住 所	
	氏 名	
	電 話	( )
	（法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
下記の点検結果は、事実と相違ありません。		
	屋外広告物管理者	住所
		氏名
		電 話
		資 格
		( )
		記
1 屋外広告物の概要		
(1)	表示又は設置の場所	
(2)	表示内容	
(3)	設置年月日	年 月 日
(4)	前回許可	年 月 日 第 号
2 点検結果		
点 検 項 目	※異状の有・無	改 善 の 概 要
(1) 取付け(支持)部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
(2) 主要部材の変形又は腐食	有 ・ 無	
(3) ボルト、ビス等のさび	有 ・ 無	
(4) 表示面の汚染、変色又ははく離	有 ・ 無	
(5) 表示面の破損	有 ・ 無	
(6) その他特に点検した箇所	有 ・ 無	
(注意) 1 屋外広告物管理者の欄は、東京都屋外広告物条例施行規則第3条で定める広告物等を表示又は設置している場合のみ記入してください。この場合、資格の欄には、東京都屋外広告物条例施行規則第2条各号に定める屋外広告物管理者の資格の名称を記入してください。		
2 ※印のある欄は、該当するものを○で囲んでください。		

## 3 屋外広告物自己点検報告書の点検項目具体化の方向性

- ① 国の「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」及び「屋外広告物安全点検報告書（案）」をベースとする。
- ② 点検を行う側と点検報告書を受け取る行政側の双方にとって、報告内容の適否が分かりやすい制度設計を行う。

### 【改正のポイント】

- 
- ① 点検時期を明確化（申請前3か月以内に実施）
  - ② 点検箇所・点検項目を具体的に提示（18項目に増加）
  - ③ 点検結果評価区分の変更（3段階（良好・経過観察・要改善））と異常・改善の記載
  - ④ 報告書への写真添付を明確化
  - ⑤ 点検報告書の名称の変更（屋外広告物安全点検報告書）

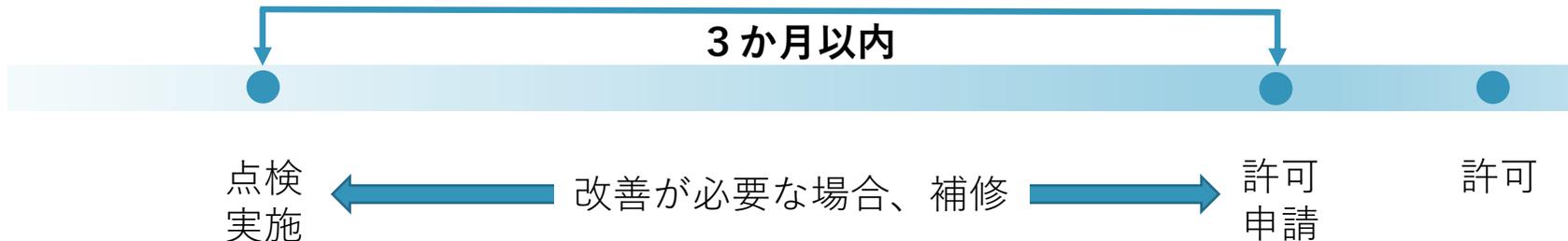
## 4 屋外広告物安全点検報告書等の改正について

### (1) 改正のポイントの具体的内容

#### ① 点検時期の明確化

旧	新
規定なし ※運用上、添付を求めているカラー写真は、3ヶ月以内に撮影されたものとしている。	<b>申請前3か月以内に実施</b>

- ・ 許可の継続・変更に際し、安全性等の問題がないことを報告するという趣旨に鑑み、適切な点検時期を定める必要がある。
- ・ 点検後の報告内容の取りまとめ（必要な場合は補修）、許可申請書類の準備と提出等に必要な期間を考慮し、許可申請書提出前「**3か月以内**」の点検時期とする。



## 4 屋外広告物安全点検報告書等の改正について

### ② 点検箇所・点検項目の具体化

国様式（案）の点検箇所・項目をベースに、現行の都様式に定める表示面の美観に関する項目を追加

旧	新	
点検項目 <u>6項目</u>	点検箇所 <u>6箇所</u>	点検項目 <u>18項目</u>
(1) 取付け(支持)部分の変形又は腐食 (2) 主要部材の変形又は腐食 (3) ボルト、ビス等のさび <u>(4) 表示面の汚染、変色又ははく離</u> (5) 表示面の破損 (6) その他特に点検した箇所	【基礎部・上部構造】	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき 2 基礎のクラック（ひび割れ）、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき 3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
	【支持部】	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間 2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
	【取付部】	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等 3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
	【表示部】	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり <u>4 表示面の汚染、変色、はく離</u>
	【照明装置】	1 照明装置の不点灯、不発光 2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 <b>3 周辺機器の劣化、破損</b>
	【その他】	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損 2 避雷針の腐食、損傷 <b>3 その他点検した事項</b>

## 4 屋外広告物安全点検報告書等の改正について

### ③ 点検結果評価区分の変更（3段階）及び「異常の内容と改善の内容」の記載

- 国の様式は2段階評価（異常の有・無）
- 一方、自治体によっては3～4段階評価の採用や、2段階評価の場合でも報告書の記載例では「経過観察」など異常の評価を記載させるところが多い。
- 屋外広告業界団体が策定した「屋外広告物点検基準」は4段階評価を採用
- 異常の状態を適切に評価するため、3段階の評価基準を設けることとする。

旧	新
<u>2段階</u> (異常の有・無)	<u>3段階</u> ( <b>良好・経過観察・要改善</b> ) <ul style="list-style-type: none"><li>• 経過観察の場合、「異常の内容と改善の内容」欄に異常の内容の記入を求める。</li><li>• <u>要改善の場合は、補修を行った上で「異常の内容と改善の内容」欄に異常と改善の内容の記入を求める。</u></li></ul>

※ 「経過観察」は「安全上支障のない軽微な異常が認められる場合」、  
「要改善」は「安全上支障のある異常が認められる場合」と定義

## 4 屋外広告物安全点検報告書等の改正について

### ④ 写真添付の明確化

全景写真と点検対象を確認するための写真に加え、点検結果が「要改善」の場合は異常箇所の補修前後の写真の提出を求める。

旧	新
3ヶ月以内に撮影されたカラー写真（運用）	<ul style="list-style-type: none"><li>点検後の広告物の全景と<b>広告表示面を撮影したカラー写真</b></li><li>点検結果が「<b>要改善</b>」の場合、異常のあった箇所の<b>補修前及び補修後のカラー写真</b></li></ul>

### ⑤ 点検報告書の名称の変更

点検項目の具体化により、現行の都様式の名称「自己点検」にそぐわない内容（専門業者による点検が必要な項目）も含まれることとなるため、新たな様式の名称を「**屋外広告物安全点検報告書**」に変更する。

旧	新
屋外広告物 <b>自己点検</b> 報告書	屋外広告物 <b>安全点検</b> 報告書

## 4 屋外広告物安全点検報告書等の改正について

### (2) 点検のポイントの提示



国の指針（案）を都のホームページに掲載し、点検のポイントを周知

### 屋外広告物の安全点検に関する指針（案）抜粋

#### 〈点検箇所〉基礎部・上部構造

##### 〈点検項目〉

- ・上部構造全体の傾斜、ぐらつき



上部構造全体が傾斜した状態



上部構造全体が傾斜した状態

- ・基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき



基礎にクラックが入った状態



根巻きと支柱との隙間があり、さびが進行した状態

#### 〈点検箇所〉支持部

##### 〈点検項目〉

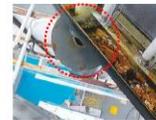
- ・鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間



鉄骨接合部（溶接部）が腐食している状態



(左図拡大)



鉄骨接合部（プレート）が破損している状態



(左図拡大)

#### 〈点検箇所〉取付部

##### 〈点検項目〉

- ・アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形



所定の場所にアンカーボルトがない状態



取付部プレートが腐食している状態

#### 〈点検箇所〉広告板

##### 〈点検項目〉

- ・表示面板・切り文字（※）等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落

※ シート、金属板、プラスチック板などを切り抜いて作った文字等。



表示面の継ぎ目からさびが垂れた状態



表示面板が変形（たわみ）した状態

- ・側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損



表示面板押さえのさびが進行した状態



(左図拡大)

#### 〈点検箇所〉照明装置

##### 〈点検項目〉

- ・照明装置の不点灯、不発光（※）

※ 電球がつかない状態を不点灯、蛍光灯やネオンがつかない状態を不発光という。



ランプ球の一部が不点灯の状態



ネオンの一部が不発光の状態

- ・照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水



ソケットが垂れ下がった状態



ソケットが垂れ下がった状態

#### 〈点検箇所〉その他

##### 〈点検項目〉

- ・付属部材（※）の腐食、破損

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品。



振れ止め棒が変形した状態



(左図拡大)



幕材を張る部材が破損した状態



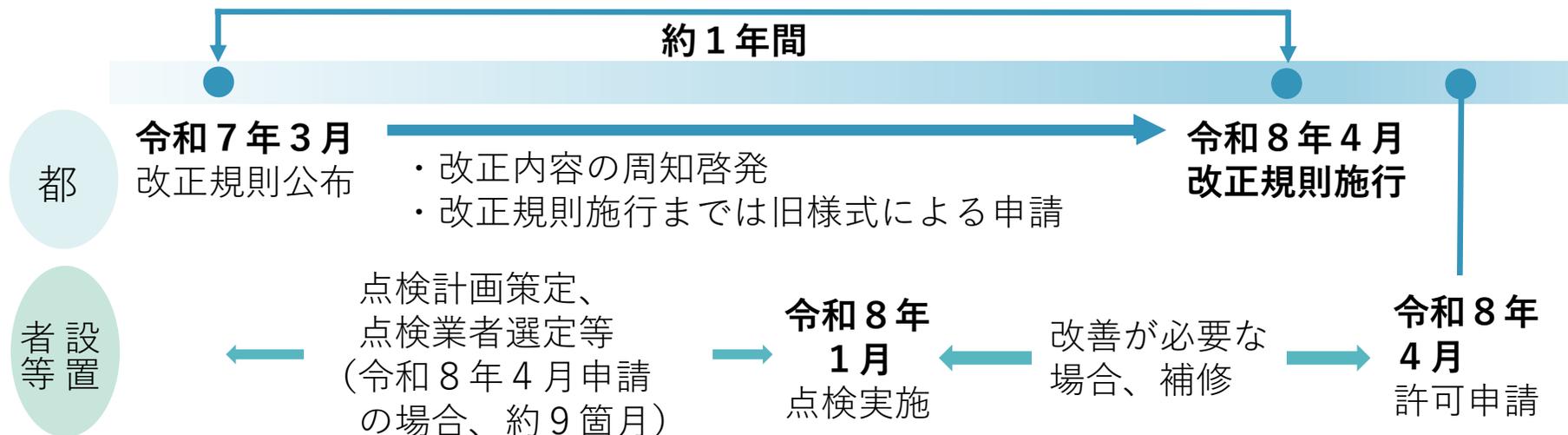
(左図拡大)

## 4 屋外広告物安全点検報告書等の改正について

### (3) 改正後の報告書の使用開始時期について

- ・ 報告書の改正により、広告物設置者に、継続・変更の許可申請時期に合わせた点検計画の策定、点検業者の選定、点検実施のための諸手続等の事務が発生すると想定
- ・ 屋外広告物の安全対策という観点からは速やかな施行が求められるが、一方で、実際に点検を行う設置者や点検業者等の混乱を防ぐという観点からは一定の準備期間が必要
- ・ 改正内容の周知期間と、既に点検計画を立てている又はこれから点検計画を立てる設置者のことを勘案し、**公布後約1年後の申請から使用**することとする。

#### 【スケジュールイメージ】



## 5 屋外広告物の安全の確保に関する方向性（答申のポイント）

### (1) 屋外広告物の点検対象について

- ・ 本来は許可が不要のものも含めて、屋外広告物の安全を確保する必要があり、今後は点検対象範囲の拡大が課題と考える。
- ・ 点検対象か否かにかかわらず、屋外広告物所有者等の加害リスクに関する啓発について検討されたい。

### (2) 点検者について

- ・ 点検の実効性を高めるには、屋外広告物所有者等で行うのは難しい点検内容を専門業者等に依頼することとなるため、今後は点検者の制度化やその資格の検討が課題であり、業界団体と連携するなど、有効な制度について検討されたい。

### (3) 報告書の改正後について

- ・ 報告書の改正内容について、屋外広告物所有者等に広く丁寧に周知するとともに、改正後の許可申請状況の動向を注視してもらいたい。

